

## 高知県就学援助事業に準じる負担軽減事業実施要綱

### (目的)

第1条 この実施要綱は、高知県立高知南中学校（以下「南中学校」という。）において経済的に困窮している家庭の生徒に対し、学校給食に代わる措置として、併設する高知県立高知南高等学校（以下「南高等学校」という。）の食堂を活用し栄養面にも配慮した弁当を利用する場合の弁当代について県が必要な援助を行うこととし、もって南中学校における教育の円滑な実施に資することを目的とする。

### (対象者)

第2条 援助の対象者は、保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する「保護者」をいう。以下同じ。）とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に該当する者（以下「要保護者」という。）
- (2) 要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（以下「準要保護者」という。）

### (援助する経費の対象となる生徒)

第3条 援助する経費の対象となる生徒は、南中学校に在学する生徒とし、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者が要保護者である者（以下「要保護生徒」という。）
- (2) 保護者が準要保護者である者（以下「準要保護生徒」という。）

### (要保護生徒及び準要保護生徒の認定基準)

第4条 前条に規定する要保護生徒及び準要保護生徒の認定基準は、別表1のとおりとする。

### (対象経費及び援助費)

第5条 対象経費及び援助費の額は、次の表のとおりとする。

対象経費	援助額
学校給食に代わる措置として、南高等学校の食堂を活用し、栄養面にも配慮した弁当を利用する場合の弁当代	1食当たり280円

(要保護生徒及び準要保護生徒の申請)

第6条 保護者から本事業による援助希望があったときは、校長は次に掲げる書類を高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出し、要保護生徒及び準要保護生徒の認定申請を行うものとする。

- (1) 集計表（別記第1号様式）
- (2) 名簿（別記第2号様式）
- (3) 県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（別記第3号様式）（2部）
- (4) その他申請に必要な書類

2 前項第4号に規定するその他申請に必要な書類は、次の表の左欄に掲げる認定区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる書類のとおりとする。

認定区分		提出書類
要保護生徒	別表1の1(1)に該当する場合	証明日が当該年度の4月以降の生活保護証明書
	別表1の1(2)に該当する場合	福祉事務所長（福祉保健所長）又は民生委員の意見が記入された県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（別記第3号様式）
準要保護生徒	別表1の2(1)に該当する場合	次に掲げるいずれかの書類 (1) 所得証明書 (2) 源泉徴収票（給与所得のみの場合に限る。）
	別表1の2(2)に該当する場合	福祉事務所長（福祉保健所長）又は民生委員の意見が記入された県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（別記第3号様式）

(要保護生徒及び準要保護生徒の認定)

第7条 教育委員会は、要保護生徒及び準要保護生徒の認定をしたときは、県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（別記第3号様式）（1部）及び認定結果名簿（別記第4号様式）により、認定申請を行った校長に通知するものとする。

(準要保護生徒の継続申請)

第8条 校長は、認定申請のあった年度の前年以前の所得等により前条の準要保護生徒の認定を行った場合で、継続認定を要する者については、次に掲げる書類を教育委員会に提出し、準要保護生徒の継続認定申請を行うものとする。

- (1) 集計表（継続申請）（別記第5号様式）
- (2) 名簿（継続申請）（別記第6号様式）
- (3) 県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（継続認定）（別記第7号様式）（2部）
- (4) 名簿（辞退者）（別記第8号様式）（該当がある場合のみ）
- (5) 次に掲げる書類のいずれか
  - ア 所得証明書
  - イ 源泉徴収票（給与所得のみの場合に限る。）

（準要保護生徒の継続認定）

第9条 教育委員会は、前条の規定により、準要保護生徒を認定したときは、県立学校昼食扶助認定申請書（世帯票）（継続認定）（別記第7号様式）（1部）及び継続認定結果名簿（別記第9号様式）により、継続認定申請を行った校長に通知するものとする。

（支払時期）

第10条 経費の支払時期は、毎月とし、教育委員会が校長からの提出書類により弁当を利用した日数を確定した後支払うものとする。ただし、認定を受けるまでの期間に利用した弁当代は、認定を受けた後まとめて支払うものとする。

（要保護生徒及び準要保護生徒の認定の取消し）

第11条 校長は、第7条又は第9条の規定に該当する者として認定された者が、年度の途中において、設置者が異なる学校への転学、死亡等によりその資格を失ったと認められるときは、速やかに名簿（辞退者）（別記第8号様式）により教育委員会に報告するものとする。

2 教育委員会は、前項の報告を受理したときは、必要に応じて調査を行い、認定を取り消すものとする。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

要保護生徒及び準要保護生徒の認定基準

<p>1 要保護生徒</p>	<p>(1) 現に生活保護を受けている者                  (2) 現に保護を受けていないが、保護を必要とする状態にある者</p>
<p>2 準要保護生徒</p>	<p>(1) 世帯の収入額が生活保護法第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準の例により測定したその世帯の需要の額の1.3倍未満の者                  (2) 上記(1)以外の者で次のいずれかに該当する者                  ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者                  イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者                  ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者                  エ 学校納付金の納付状態の悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者                  オ 経済的な理由による欠席日数が多い者</p>